

令和 5 年

第 7 回赤穂市教育委員会提出議案

日 時 令和 5 年 7 月 2 5 日 (火) 午後 2 時 0 0 分

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

令和5年第7回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

報告10 専第10号	専決処分の報告について 令和6年度使用赤穂市立学校教科用図書 の採択方針について
第19号議案	令和6年度使用赤穂市立学校教科用 図書の採択について
報告11	令和4年度赤穂市学校保健調査集計 について
その他	問題行動、いじめ・不登校の状況 について

報告 10

専決処分の報告について

専第 10 号 令和 5 年度使用赤穂市立学校教科用図書採択方針について

上記の事件、急施を要し教育委員会を開催する時間的余裕がなかったため、教育長に対する事務委任規則（昭和 36 年赤穂市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により専決処分した。

よって、同規則同条同項の規定によりその承認を求める。

令和 5 年 7 月 25 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

専第10号

令和6年度使用赤穂市立学校教科用図書採択方針について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定により、令和6年度使用赤穂市立学校教科用図書採択方針について、別紙のとおり決定した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分する。

令和5年6月30日

赤穂市教育長 尾上慶昌

令和6年度使用赤穂市立学校教科用図書採択方針

赤穂市教育委員会

(採択の主体)

第1条 赤穂市立学校で使用する教科用図書（以下「教科書」という。）の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定により、赤穂市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(採択の基本方針)

第2条 教科書の採択にあたっては、本市児童・生徒の実態を考慮するとともに、隣接地域の同種の学校並びに教育委員会の状況を勘案するものとし、次の各号に掲げるところにより選ぶものとする。

- (1) 地域社会の特質並びに西播磨地区の児童・生徒の実態に即したものを使用する。
- (2) 学習指導要領の趣旨がよく具現化され、教材配列が系統的で基礎となる学力の充実に資しやすいものであるとともに、学習の状況に応じ、多様な活用ができるものを使用する。
- (3) 児童・生徒の心身の発達段階に適応し、児童・生徒の生活及び興味・関心に対する配慮がなされているものを使用する。
- (4) 人権尊重の視点にたった適正なものを使用する。

(地区協議会)

第3条 委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第12条第1項の規定により、兵庫県教育委員会が設定した西播磨所属区域内の各市町教育委員会と共同して、西播磨採択地区協議会（以下「地区協議会」という。）を設置する。
2 地区協議会の規約等は、地区協議会の委員の合議により別に定める。

(委員)

第4条 地区協議会の委員として教育長、校長、教諭及び保護者代表をあてる。

(採択の決定)

第5条 委員会は、第3条の地区協議会における協議の結果に基づき採択するものとする。

(採択条件)

第6条 小学校における、令和6年度使用教科書については、「小学校用教科用図書目録（令和6年度使用）」に記載されている教科書のうちから採択するものとする。
2 中学校における、令和6年度使用教科書については、令和5年度と同一の教科書を採択する。
3 小・中学校特別支援学級における、令和6年度使用教科書については、文部科学省検定済教科書（下学年用等）、文部科学省著作教科書を使用する方向で検討し、児童生徒の実態に応じて、学校教育法附則第9条第1項の規定による「一般図書（特別支援学校・学級用）」を採択するものとする。
4 義務教育諸学校における学校教育法附則第9条に規定する教科書については、毎年採択替えを行うことができる。

(委任)

第7条 この方針に定めるもののほか必要な事項は教育長が定める。

(補則)

第8条 この方針は、令和6年度使用教科書の採択について定めるものとする。

第19号議案

令和6年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定により、令和6年度使用赤穂市立学校教科用図書について、別紙のとおり決定したい。

令和5年7月25日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

令和6年度使用赤穂市立小学校使用教科用図書

教 科	採択した発行者	教 科	採択した発行者
国 語	光 村	音 楽	教 出
書 写	光 村	図 工	日 文
社 会	日 文	家 庭	開 隆 堂
地 図	帝 国	保 健	光 文
算 数	啓 林 館	外 国 語	東 書
理 科	啓 林 館	道 徳	日 文
生 活	東 書		

<発行者の略号と正式名>

- 光 村 : 光村図書出版株式会社
- 東 書 : 東京書籍株式会社
- 日 文 : 日本文教出版株式会社
- 帝 国 : 株式会社 帝国書院
- 光 文 : 株式会社 光文書院
- 開 隆 堂 : 開隆堂出版
- 啓 林 館 : 株式会社 新興出版社啓林館
- 教 出 : 教育出版株式会社

令和6年度使用赤穂市立中学校使用教科用図書

教科	採択した発行者の略号	教科	採択した発行者の略号
国語	光村	音楽	教芸
書写	光村	音楽(器楽)	教芸
地理	帝国	美術	日文
歴史	帝国	保体	大日本
公民	帝国	技術	東書
地図	帝国	家庭	東書
数学	数研	英語	東書
理科	啓林館	道徳	あか図

<発行者の略号と正式名>

- 光村 : 光村図書出版株式会社
- 帝国 : 株式会社 帝国書院
- 日文 : 日本文教出版株式会社
- 数研 : 数研出版株式会社
- 啓林館 : 株式会社 新興出版社啓林館
- 教芸 : 株式会社 教育芸術社
- 大日本 : 大日本図書株式会社
- 東書 : 東京書籍株式会社
- あか図 : あかつき教育図書株式会社

報告 1 1

令和 4 年度赤穂市学校保健調査集計について

令和 4 年度赤穂市学校保健調査について、別紙のとおり集計したので報告する。

令和 5 年 7 月 2 5 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 7 号の会議の公開が不適當である事件に該当するため非公開

その他

問題行動、いじめ・不登校の状況について

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の
会議の公開が不相当である事件に該当するため非公開